

○議長(貫井喜代次君) 以上で紹介議員の趣旨説明は終わりました。

これより本件請願に対する質疑を行います。

○十五番(小林菊三君) 紹介議員の松山さんにお伺いいたします。

請願書を見ますと請願者一千二百二十三名と大ぜいの署名でございまして、遠くは目黒の方をはじめ四十数名の福生市以外の方の署名がされているわけでございまして、いすれにいたしましても法的には違反とか問題はないということは、前にもそういうふうな話がお話が出たわけでございますが、幸いに設置できたという段階におさまして何百万、何千万円の福生市の財源を使うというときに、福生市以外の方たちの署名というものが、少なくとも福生市に選挙権のない方たちの署名がどのような形でほかの方から解釈されるのかということについて疑問を抱くものでございしますので、紹介議員から説明をいただければ幸いです。

○二番(松山 清君) 法的にはとにかく特別問題はありませんので、あえてこれらは説明するということはないと思いますが、署名を集める段階で、学童保育所を一日も早くつくってほしいという父母の願いをこめてたまたま署名をしたのだと思います。しかしそういう他地区のいわゆる行政区を越えて署名をされた方々が四十数名あると、全体から見れば

は四%くらいですか、そういうものはだめといいますが、これは結果論だと思います。住民が署名をする上においてそれらのことを考えてとったものではないと思います。学童保育所をつくってほしいという熱意の一つのあらわれではないかと私は考えております。その点であえて請願書を出すときにそういうものを削除することをせずにあわせて出すということをやったわけでございします。

○議長(貫井喜代次君) 以上で質疑を終わります。

請願第三号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり厚生委員会に付託いたします。

○議長(貫井喜代次君) 日程第二十五請願第四号子供の虫歯予防対策に関する請願書を議題といたします。

事務局長をして請願書の朗読をいただきます。

(古谷議会議務局長朗読) 別添参照

○議長(貫井喜代次君) 朗読を終わりました。

紹介議員原 敏子君から本趣旨の説明を求めます。

(一番原 敏子君登壇)

○一番(原 敏子君) 請願第四号子供の虫歯予防対策に関する請願書に対し、紹

介議員を代表いたしまして趣旨説明をさせていただきます。

子供の歯を何とか虫歯から守りたいと思う気持ちは、子供を持つ親ならだれでも持っていると思います。ところが厚生省の調査によりますと三歳児が八七％、五歳児が九七％とその広がり爆発的です。幼児から高校生まで実に九三・九四％が虫歯にかかっているという現状です。親のほうも十分気をつけて、朝夕歯みがきの習慣をつけるように努められておりますが、御存じのように幼児の好きなお菓子はどれも歯に悪い甘いものが多のです。しかも虫歯の原因がまだはっきりわかっていないという点ともあります。虫歯になってもなかなか歯医者さんに診てもらえない、こういう現状です。そこで虫歯予防のために歯のエナメル質に弗素を塗り、酸に強い物質をつくるのが良いといわれています。京都市では水道の中に弗素を入れていくそうです。酸に対して強い歯をつくるというのは虫歯予防として、歯をみがくことより確かな方法だから、もっと実行したいという先生方もいらっしゃいます。しかし各家庭で弗素を塗っていたら、高いところで一万円も取られ、値段もまち



まちなようであります。虫歯予防のための措置として弗素の塗布に対し補助を

実施していただけますよう、議員の皆さん方の御理解をいただきまして、本請願が採択されますようお願いいたします。紹介議員を代表しての趣旨説明といたします。

○議長(貫井喜代次君) 以上で紹介議員の趣旨説明は終わりました。

これより本件請願に対する質疑を行います。

○十四番(田村市郎君) 紹介議員の原議員にお尋ねいたします。

弗素を塗るのに一回一万円を取られるというように、素人考えですが余りにも高いと思う。このようなことが本当にあったか、書いてあるのでしょうか。こういうことをすると大体普通のところでは幾らくらいかかるのか。

○一番(原 敏子君) 確かに一回一万円もということは高いと思います。歯医者さんに

よって二千円くらいからやってくださるところもあるし、現実に一万円かかったところは確かにあります。領収書もあります。値段もまちまちであるということは現実にあるわけです。ある歯医者さんに行けば二千円で塗ってもらったと、違う歯医者さんに行けば一万円かかったと、そういう意味で市のほうで間に入っていたら、ある程度の補助を出していただければ、こういう値段の差もなくなるのではないかと思いま

す。

○十四番(田村市郎君)

そうしますと、これは保険のきかない治療なんですか。

○一番(原 敏子君)

虫歯を治すということではなく、予防ですからきかないのです。

○十七番(関 米吉君)

厚生委員会でのことは審議すると思うが、請願の理由の前半については理解することかできるわけですが、請願の趣旨の基本となるべきものがはつきりしていないと、委員会でも審議の方法がないのではないかと、あえて紹介議員にお伺いするわけです。

「福生市の将来をになう子供たちが健康ですこやかに成長できますよう、虫歯の予防対策の弗素塗布に対し補助を実施していただきたく請願する」ということは、結局は歯医者さんにかかったときの自己負担金を補助してほしいということの趣旨なのか、あるいは六月四日は御承知のとおり虫歯予防デーです。そういった時期に市の全面的な負担でもって弗素塗布をやってくれというような趣旨なのか。

○一番(原 敏子君)

この請願の趣旨は虫歯予防のために弗素を塗ったという子供たち、ちに金額が多かるのでそれを補助してほしいということです。

○議長(貫井喜代次君)

以上で質疑を終わります。

請願第四号についてはお手元に御配付の別紙付託表のとおり厚生委員会に付託いたします。

○議長(貫井喜代次君)

お諮りいたします。

委員会審査のため、明二十日から十月二日までの十三日間休会したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君)

御異議なしと認めます。

よって明二十日から十月二日

までの十三日間休会することに決定いたしました。

なお次回本会議は十月三日午前十時から開きます。

○議長(貫井喜代次君)

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後二時三十分

散会

第三回福生市議会

定

例

会会議録(第十三号)

昭和五十年十月三日福生市議会議場に第三回福生市議会定例会が開催された。
出席議員はつぎのとおりである。

一番	原 敏子 君	二番	松山 清 君
三番	原田生也 君	四番	村野武男 君
五番	森田治男 君	六番	村尾栄次 君
七番	鈴木藤次郎 君	八番	山崎良之助 君
九番	竹田政勝 君	十番	指田保雄 君
十一番	宇佐美良時 君	十二番	貫井喜代次 君
十三番	川窪清一 君	十四番	田村市郎 君
十五番	小林菊三 君	十六番	小堀仁七 君
十七番	関 米吉 君	十八番	東田正治 君

議百九
議百十
議百十一
議百十二
議百十三
議百十四
議百十五
議百十六
議百十七
議百十八
議百十九
議百二十
議百二十一
議百二十二
議百二十三
議百二十四
議百二十五
議百二十六
議百二十七
議百二十八
議百二十九
議百三十
議百三十一
議百三十二
議百三十三
議百三十四
議百三十五
議百三十六
議百三十七
議百三十八
議百三十九
議百四十
議百四十一
議百四十二
議百四十三
議百四十四
議百四十五
議百四十六
議百四十七
議百四十八
議百四十九
議百五十
議百五十一
議百五十二
議百五十三
議百五十四
議百五十五
議百五十六
議百五十七
議百五十八
議百五十九
議百六十
議百六十一
議百六十二
議百六十三
議百六十四
議百六十五
議百六十六
議百六十七
議百六十八
議百六十九
議百七十
議百七十一
議百七十二
議百七十三
議百七十四
議百七十五
議百七十六
議百七十七
議百七十八
議百七十九
議百八十
議百八十一
議百八十二
議百八十三
議百八十四
議百八十五
議百八十六
議百八十七
議百八十八
議百八十九
議百九十
議百九十一
議百九十二
議百九十三
議百九十四
議百九十五
議百九十六
議百九十七
議百九十八
議百九十九
議百

十九番 大野行夫 君 二十番 宮沢良一 君
二十一番 高波 忠 君 二十二番 末次性男 君
二十三番 岩田 博 君 二十四番 塩野鉄之助 君

一 欠席議員はつぎのとおりである。

なし

一 欠員はつぎのとおりである。

なし

一 議事事務局職員はつぎのとおりである。

議事 古谷徳男 君 議事 市川昭利 君 主事補 尾野幸恵 君
務局長 係長

一 地方自治法第二百二十一条の規定による出席説明員はつぎのとおりである。

市長 石川常太郎 君 助役 篠崎俊夫 君
収入役 橋本孝蔵 君 教育長 町田倍二 君
秘書職 高水 求 君 庶務 生子国利 君
員課長 上野重勝 君 環境保 八木房雄 君
企面財 政課長 全課長 森田 猛 君
経 濟 課長 森田 進 君
建 設 課長 黒田 登 君
課長 黒田 登 君 都市計 画課長 浅見裕康 君

市民課長	下水道課長	水道事務課長	教育委員 教育委員 教育委員	教育委員 教育委員 教育委員
田村忠雄	齊藤多市	井上久男	内田和雄	小野光朗
君	君	君	君	君

税務課長 庶務係長	用地課長	會計課長	教育委員 教育委員 教育委員	選挙管理委員 選挙管理委員 選挙管理委員	局長 局長 局長	局長 局長 局長
町田光輝	須崎進	森田武	古谷正夫	乙津宗吉		
君	君	君	君	君		

本日の議事日程はつぎのとおりである。



日程第一 議案第九十二号 福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例 (審査報告)

日程第二 議案第九十三号 福生市児童育成手当条例の一部を改正する条例 (審査報告)

日程第三 議案第九十四号 福生市老人福祉手当条例の一部を改正する条例 (審査報告)

日程第四 議案第九十五号 福生市重度心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例 (審査報告)

日程第五 議案第九十六号 福生市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例 (審査報告)

日程第六 議案第九十七号 福生市中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例 (審査報告)

日程第七 議案第九十八号 福生市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例 (審査報告)

日程第八

議案第九十九号

福生市の緑を守り育てる条例

(審査報告)

日程第九

議案第百四号

昭和五十年年度福生市一般会計補正予算(第二号)

(審査報告)

日程第十

議案第百五号

昭和五十年年度福生市福生都市計画事業福生土地地区画整理事業会計補正予算(第一号)

(審査報告)

日程第十一

議案第百六号

昭和五十年年度福生市受託水道事業会計補正予算(第一号)

(審査報告)

日程第十二

議案第百七号

昭和四十九年度福生市水道事業会計の利益剰余金の処分及び引継ぎについて

(審査報告)

日程第十三

議案第百八号

昭和四十九年度福生市水道事業会計決算認定について

(審査報告)

日程第十四

議案第百十号

市道路線の認定について

(審査報告)

日程第十五

議案第百十一号

市道路線の廃止について

(審査報告)

日程第十六

請願第三号

第七小学校区内に学童保育所設置に関する請願書

(審査報告)

日程第十七

請願第四号

子供の虫歯予防対策に関する請願書

(審査報告)

日程第十八

議案第百十五号

市道幹Ⅱ一二号線舗装補修工事請負契約

日程第十九

議案第百十六号

市道一一三四号線道路新設工事請負契約

日程第二十

議案第百十七号

福生市教育委員会委員の任命について

日程第二十一

特定事件の継続調査について



午前十時 開議

○議長(貫井喜代次君) ただいまから昭和五十年第三回福生市議会定例会第三日目の会議を開きます。

これより今日の会議を開きます。

○議長(貫井喜代次君) この際報告事項がありますので、事務局長をして諸般の報告をいたさせます。

(古谷議会事務局長報告)

一、追加議案の送付について (別添参照)

二、昭和五十年八月分例月出納検査の結果について (別添参照)

○議長(貫井喜代次君) 以上で報告は終わりました。

○議長(貫井喜代次君) 本日の議会運営については議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告をお願いいたします。

(議会運営委員長 岩田 博君登壇)

○議会運営委員長(岩田 博君)

御指名でございますので、報告をいたします。

去る九月三十日午前九時から、委員全員の出席を得まして議会運営委員会を開催し、第三回定例会第三日目の議事日程等について協議いたしました。

本日の議事は第二日目に各常任委員会に付託された案件の審査報告がほとんどで、このほか新たに市長から提出された工事請負契約及び人事同意案件の三件でございます。

これらの三件については、工事の早期着工、又教育委員の任期がすでに切れて欠員になっている等のことから、議会運営委員会としては即決を願うこととし、日程の順序としてはお手元に御配付のとりの順序でお願いすることにいたしました。なお日程の審議過程の中で一般会計補正予算中、教育費小学校費のテレビ受信障害改善施設工事に関連し、本予算案の取り扱いについてあらかじめ全員協議会を開いたかどうかという意見もありましたが、本問題については担当委員会において相当時間をかけ、慎重に検討をなされた上、原案を可決されておりますので、全員協議会は開かなくとも委員長から明解なる報告を願うことにより御了解を得られるものとして、議会運営委員会としては全員の意見の一致を見ておりますので、よろしく御協力のほどをお願い申し上げます。又、理事者側から全員協議会の申し出がありましたので、全日程終了後に行うことに議会運営委員会

としては了承しておりますので、あらかじめお含み願います。

第三回定例会の最終日に当たり、議員各位の御協力をいただき、本日の会議が議会運営委員会の決定どおり円滑に運ばれますようお願いいたしまして報告いたします。

○議長(貫井喜代次君) 　　ただいま委員長から報告されたとおり本日の議事を進めますのでよろしく願いたします。

これより日程に入ります。

○議長(貫井喜代次君) 　　日程第一議案第九十二号福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告をお願いいたします。

(厚生委員長 小林菊三君登壇)

○厚生委員長(小林菊三君) 　　審査報告をいたします。

(議案審査報告書朗読) 　　別添参照

引き続きまして本案の補足説明を申し上げます。

審査に当たって、担当課長より説明を求めました。本条例の第十八条の二第二号は保険料の減額規定であり、ある一定規準以下の所得の方について、平等割りと均等割りを四〇％ずつ減額するものであります。現行ではこの減額基準となる被保険者一人当たりの額が十一万円となっております。これを地方税法の改正に基づいて十三万円に引き上げようとするもので、この該当世帯は約五百世帯であり、保険料の減額は約百四十万円見込んでいる。又、附則においては山林所得と譲渡所得にかかる保険料の算定を行っているが、この特例期間の変更及び字句等の整備であるとの説明があり、質疑に入りましたが、全員異議なく本議案を原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会の決定どおり御可決くださるようお願いいたしまして、補足説明といたします。

○議長(貫井喜代次君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 以上で質疑を終わります。

六番(村尾栄次君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第九十二号については、討論を省略し委員会報告どおり可決されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) お諮りいたします。

ただいま村尾栄次君から所定の賛成者を得て、本案は討論を省略し委員会審査報告どおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することにより御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 御異議なしと認めます。よって議案第九十二号福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例は、委員会審査報告のとおり可決されました。

○議長(貫井喜代次君) 日程第二議案第九十三号福生市児童育成手当条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願

